

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（412）」

2. 日時：平成29年10月10日 10時00分～12時10分

13時30分～16時50分

3. 場所：原子力規制庁 13階会議室B、8階A会議卓

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、角谷安全審査官、近田安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他12名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』のうち「61条 緊急時対策所」及び「62条 通信連絡を行うために必要な設備」について、提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<61条緊急時対策所>

- 緊急時対策所の加圧判断に用いる可搬型モニタリング・ポスト（加圧判断用）と発電所から放出される放射線量及び放射性物質の濃度の測定に用いる可搬型モニタリング・ポストの兼用において、それぞれの設備の目的を明確にするとともに識別ができるように再整理し、提示すること。
- 安全パラメータ表示システム（SPDS）を構成する機器・設備を明確化すること。
- 「61条 緊急時対策所」において整理する代替電源設備について、「57条 電源設備」における電源設備との整理の違いについて説明するとともにその根拠を提示すること。
- 緊急時対策所用M/C（緊急時対策所用メタクラ）に係る悪影響について、整理し提示すること。
- 災害対策本部内の居住環境の基準値の意味するところを整理して提示すること。

<62条 通信連絡を行うために必要な設備>

- 災害対策本部内の居住環境の基準値の意味するところを整理して提示すること。

- 通信連絡設備の代替電源である緊急時対策所用発電機について、その燃料設備等について、整理し提示すること。
- 通信連絡設備により発電所内から発電所外に必要なデータを伝送する際の対象について、ERSSのみとすることの妥当性を先行審査プラントの整理等を踏まえて、整理し提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第61条）
- ・ 東海第二－玄海3／4補足資料比較表（SA61条）
- ・ 技術的能力 添付資料の比較（1.18 緊急時対策所の居住性に関する手順等）
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第62条）
- ・ 東海第二－玄海3／4補足資料比較表（SA62条）
- ・ 技術的能力 添付資料の比較（1.19 通信連絡に関する手順等）